



県章

群馬県報

平成20年
5月23日(金)
第8588号

目次

ページ

告 示

○道路の区域変更(道路企画管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	3
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	3
○同	3
○同	4
○同	4

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課)	4
○土地改良事業の施行同意(農村整備課)	4
○道路位置の指定(建築住宅課)	5
○道路位置の指定の廃止(同)	5
○開発行為の完了(同)	5

入 札 公 告

○一般競争入札の実施(女子大学)	6
------------------	---

落 札

○落札者等の決定(病院局総務課)	8
○同	9

正 誤

○平成20年群馬県告示第111号(道路企画管理課)	9
---------------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路企画管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所に
おいて一般の縦覧に供する。

平成20年5月23日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メ ー ト ル	延 長 メートル
県道	深津伊勢崎線	伊勢崎市波志江町3489番の2地先 から同市同3553番の3地先まで	前	12.0	232.9
			後	12.0～31.5	232.9
	伊勢崎新田上江 田線	伊勢崎市北千木町1198番の1地先 から同市同1208番の1地先まで	前	4.1～10.6	15.3
			後	8.5～10.6	15.3
	香林羽黒線	伊勢崎市三和町3167番の2地先か ら同市同3188番の1地先まで	前	7.8～13.0	146.3
			後	8.2～24.6	132.6

◎群馬県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路企画管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所に
おいて一般の縦覧に供する。

平成20年5月23日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	深津伊勢崎線	伊勢崎市波志江町3489番の2地先から同市同3553 番の3地先まで	平成20年5月23日
	伊勢崎新田上江 田線	伊勢崎市北千木町1198番の1地先から同市同1208 番の1地先まで	
	香林羽黒線	伊勢崎市三和町3167番の2地先から同市同3188番 の1地先まで	

◎群馬県告示第235号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

小串急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	多野郡	吉井町	小串	西山上	419番
2	同	同	同	同	417番2
3	同	同	同	同	448番1
4	同	同	同	同	412番9
5	同	同	同	同	412番6
6	同	同	同	同	416番4
7	同	同	同	同	416番5

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県藤岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第236号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成20年3月31日から適用する。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

「佐波伊勢崎農業協同組合 伊勢崎市田部井町二丁目404—1（あずま支所）
群馬県警察厚生会境支部 伊勢崎市境美原15—5（境警察署内）」を「佐波伊勢崎農業協同組合
伊勢崎市田部井町二丁目404—1（あずま支所）」に改める。

◎群馬県告示第237号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成20年5月11日から適用する。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

「太田市農業協同組合 太田市新野町320—1（本所）
群馬県警察厚生会太田支部 太田市鳥山下町400—5（太田警察署内）」を「太田市農業協同組合 太田市
新野町320—1（本所）」に改める。

◎群馬県告示第238号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成20年5月1日から適用する。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

「群馬県庁生活協同組合 高崎市台町4―3
群馬県警察厚生会高崎支部 高崎市台町4―3」を「群馬県庁生活協同組合 高崎市台町4―3」に改める。

◎群馬県告示第239号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成20年5月1日から適用する。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

「群馬県庁生活協同組合 高崎市台町4―3」を「群馬県庁生活協同組合 高崎市台町4―3
社団法人高崎交通安全協会 高崎市台町4―3」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成20年4月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人有鄰館友の会
- 3 代表者の氏名 西坂一夫
- 4 主たる事務所の所在地 桐生市相生町3丁目118番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は地域社会に寄与するため桐生市民全体の遺産である近代化遺産群の拠点の一つである有鄰館の保存と活用を行うことを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、川場村営川場土地改良事業（農業用道路）の施行について平成20年5月12日同意した。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	道路の位置	幅員及び延長	指定番号 指定年月日
1	多野郡吉井町大字池1462-3、1462-4、1462-5、1463-5、1463-8、1463-11、1463-15、1474-2	幅員 4.00m 延長 84.78m	高土指定第253-19号 平成20年3月6日
2	みどり市笠懸町久宮420-13	幅員 5.10m 延長 34.50m	H19太土第30145-5号 平成20年3月21日
3	甘楽郡甘楽町大字福島字天神林927-9	幅員 4.20m 延長 35.00m	高土指定第253-20号 平成20年3月31日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止した。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	道路の位置	幅員及び延長	指定番号 指定年月日	廃止番号 廃止年月日
1	佐波郡玉村町大字下新田字八街南区560-1、560-2、561、800-1、800-2、800-3、800-4、800-5、801	幅員 4.00m 延長 135.70m	第56号 昭和45年5月21日	第304-34号 平成20年3月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨、公告する。

平成20年5月23日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡大泉町大字古海字原前339-14、339-15	邑楽郡大泉町大字古海339-4 小林美千代

2	渋川市行幸田字砂田287-1、287-2、288-1、289-1、289-2	東京都台東区上野7丁目14番4号 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 越智壯
3	佐波郡玉村町大字樋越394-6	前橋市天川大島町1091番地6 石綿光伸、石綿大樹
4	邑楽郡千代田町大字鍋谷字久保254-10、254-11	邑楽郡邑楽町大字中野4673番地1 シャーメゾン 中野A-101 阿部哲明、阿部友香

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成20年5月23日

群馬県立女子大学長 富岡賢治

1 調達内容

- (1) 名称及び数量 図書管理システム賃借及び保守委託 一式
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成25年12月31日まで
- (4) 納入場所 群馬県立女子大学
- (5) 入札方法 本件入札は、総合評価一般競争入札方法により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格 次に掲げる要件を満たす者（ただし、単独企業）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2の規定により作成された平成20・21年度物件等購入契約資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。なお、この公告の日現在で名簿に登載されていない者については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び規則第190条の2の規定により、群馬県会計局会計課に登録申請を行い、入札日の前日の午後4時までに、名簿への登載を確認し群馬県立女子大学会計図書係へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 総合評価一般競争入札競争参加資格確認申請書兼誓約書（以下「申請書」という。）を提出した時から入札書を提出した時までにおいて、県から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 過去2年の間に蔵書数30万冊以上の大学図書館でシステムを開発し、稼働させた実績を有すること。

- (6) システムの運用に関する業務を担当する者は、システム運用業務に関して情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認定及びプライバシーマークの付与に関する認定又はこれらと同等の信頼性があると知事が認める認定を取得済み又は平成20年12月31日までに取得見込みであること。
- (7) 当該調達物品に係る保守等アフターサービスを長期にわたり円滑に満たし得ることを証明した者であること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1 群馬県立女子大学 会計図書係 担当 奈良厚子・木村佳子 電話0270-65-8511（内線401）
- (2) 入札説明書等の交付方法 平成20年5月26日（月）から同年6月16日（月）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年7月4日（金）午前11時 群馬県立女子大学管理棟第2会議室
- (4) 郵便による場合の入札書の受領期限及びあて先 平成20年7月3日（木）午後5時（必着） 群馬県立女子大学会計図書係

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。なお、提出された書類について、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者であって、総合評価のための提案書の提案内容が仕様書の要求をすべて満たし、かつ、次により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。ただし、次に示す評価基準点を下回る小項目がある場合は、落札者とししない。なお、落札者となるべき合計点数の最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ア 技術点は、入札説明書記載の提案書評価表に基づき、群馬県立女子大学附属図書館図書管理システム導入事業審査委員会が総合評価のための提案書を審査し、次により算出する。なお、技術点の満点は500点とする。

- (ア) 評価項目単位の採点 総合評価のための提案書の記載内容により1から5点までの5段階評価とする。5段階の評価の目安は次のとおりとする。なお、提案書評価表の中項目にあるその他の項目（番号：2-7、3-11、4-5、5-3）に関しては、提案内容が記載していなかった場合は、0点とする。

（目安） 非常に優れている（5点）

優れている（4点）

普通である（3点）

劣っている（2点）

評価に値しない（1点）

（イ） 評価項目単位の重み 重要度に応じて、1から5までの重みを各評価項目単位に設定する。

（ウ） 評価項目点 評価項目単位の採点に評価項目単位の重みを乗じて得た点とする。

（エ） 技術点 評価項目点を集計し、各審査委員の合計点を算出し、その平均を当該入札者の技術点とする。

なお、技術点に端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。

イ 価格点は、次に掲げる式により算出する。なお、価格点に端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。

価格点＝500×（1－入札価格／予定価格）

ウ 評価基準点は、提案書評価表の中項目にあるその他の項目（番号：2－7、3－11、4－5、5－3）を除く小項目ごとに、上限配点の2割を超える点とする。

（7） その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kenji Tomioka, President of Gunma Prefectural Women's University
- (2) Nature of the products to be procured: Lease and maintenance of Library Management Computer System
- (3) Delivery location: Gunma Prefectural Women's University
- (4) Term of contract: From the first day of the contract until December 31, 2013
- (5) Deadline for tender: 11:00 AM, July 4, 2008 (tender by registered mail must be received by 5:00 PM, July 3, 2008)
- (6) For further information, contact: Atsuko Nara or Keiko Kimura, Finance-library Group Office of Gunma Prefectural Women's University, 1395-1 Oaza Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma, 370-1193, TEL 0270-65-8511

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年5月23日

群馬県立心臓血管センター院長 大 島 茂

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県立心臓血管センター建物清掃、ごみ収集、運搬及び処理業務一式
- 2 本契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局総務課 群馬県前橋市亀泉町甲3－12
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東朋産業株式会社 群馬県前橋市総社町桜が丘1225番地2
- 5 随意契約に係る契約金額 48,615,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年5月23日

群馬県立がんセンター院長 澤 田 俊 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県立がんセンター建物清掃業務 一式
- 2 本契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局総務課 群馬県太田市高林西町617-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東洋ポリーズ株式会社 群馬県桐生市巴町2-8-1
- 5 随意契約に係る契約金額 54,075,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当

■ 正 誤

○告示正誤

平成20年群馬県告示第111号（道路の供用開始）中

発行番号	ページ	行	誤	正
8568	6	18	山之神町	藪塚町

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111